

「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブへの長期休業期間中の昼食提供・配送業務等委託」
公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会実施要綱（以下「実施要綱」という。）第9条の規定に基づき、「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(提案資格)

第2条 本プロポーザルへの提案資格は、次のとおりとする

- (1) 横浜市内を行政区ごと（18区）に分け、受託した区において昼食の提供（調理・配送等）の業務を一括で実施できること。
- (2) 「令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」において、営業種目として「給食」が第1位で掲載されていること、又は、当該年度の一般競争入札有資格者名簿には、未だ掲載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、当該事業に対応するとして定めた営業種目について現に申込み中であり、契約締結時までに掲載が完了している者であること。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱（令和2年4月13日）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有するものであること。
- (5) 横浜市暴力団排除条例（平成24年9月25日横浜市条例第55号）第2条第2項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、条例第2条第4項に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5項に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものと認められる者でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成30年7月1日）第23条第1項又は第2項に違反していないこと。
- (7) 食品衛生法第55条に規定する「飲食業営業の許可」を受けていること。

(審議事項)

第3条 本プロポーザルの実施及び受託候補者の特定等に関する審査は、こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会において実施し、審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザルの参加資格の決定
 - イ プロポーザルの評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託候補者の特定に必要な事項の決定
 - ウ プロポーザル実施要領等

- エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価結果の審査
 - イ 受託候補者の特定
 - ウ 特定・非特定者へのプロポーザルの評価結果の通知

(参加表明手続)

第4条 本プロポーザルにおいて提案書等の提出を希望する者は、参加意向申出書（様式1）及び別に定める必要書類を提出しなければならない。

(提案資格の確認等)

第5条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第2条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

(実施の公表)

第6条 実施の公表に当たっては、実施要領（資料1）、業務委託仕様書（資料2）、提案書等作成要領（資料3）、業務説明資料（資料4）及び提案書評価基準（資料5）には、原則として次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書等の内容)

第7条 提案書等は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 事業者の状況（事業実績・活動拠点・実施体制・納税状況）
- (2) 調理（調理施設・供給能力・調理体制・衛生管理体制・食材調達体制・危機管理体制）
- (3) 配送及び回収（配送体制・容器及び残菜の回収について）
- (4) 使用するシステム及び支払方法について
- (5) その他（ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用に関する取組、受託に関する考え方・抱負）

(評価)

第8条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施方針
- (2) 実施体制
- (3) 昼食の製造・衛生
- (4) 配送、回収等

- (5) 受注管理
 - (6) 独自提案（独自の提案や工夫について）
 - (7) ヒアリング（取組意欲・質問への受け答えについて）
 - (8) ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用に関する取組及び健康経営に関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者へのヒアリングを行うものとする。
 - 3 評価事項については、必要により学識経験者等から意見を聴取することができるものとする。
 - 4 提案書等の内容を基に、当該事業に最も適した者を特定する。
 - 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第9条 前条に定めるプロポーザルの評価にあたっては、プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を別に設置し、次の事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書等の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	こども青少年局	企画調整課長
副委員長	こども青少年局	青少年部長
委員	こども青少年局	放課後児童育成課長
委員	教育委員会事務局	健康教育・食育課担当課長
委員	医療局	食品衛生課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。ただし、書類審査の場合は、評価結果の書類の提出をもって出席とみなすことができる。
 - 5 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第10条 局業者選定委員会は、評価委員会からの評価結果の報告があったときは、局業者選定委員会において次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(提案資格確認結果の通知)

第 11 条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第 11 条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第 12 条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第 17 条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(契約)

第 13 条 第 8 条第 4 項により特定されたものと随意契約交渉を行うものとする。なお、契約は令和 6 年 4 月 1 日に締結する。

附則

この要領は、令和 6 年 2 月 15 日から施行する